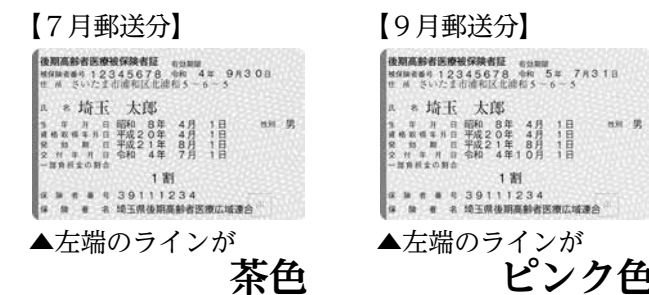


後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
内線259・456

■保険証が新しくなります

現在、ご利用いただいている保険証がまもなく有効期限を迎えるため、新しい保険証を7月中旬頃に簡易書留で郵送します。届きましたら、住所・氏名・生年月日等をお確かめください（新しい保険証は、届いたその日からご利用いただけます）。古い保険証は窓口にご返却いただくか、ご自分で裁断して破棄してください。また、10月1日から一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が2割になるため、7月に郵送される新しい保険証の有効期限は9月30日になります。9月中旬頃に有効期間10月1日から令和5年7月31日までの保険証を簡易書留で郵送します。



■限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を交付します

世帯全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請ができます。この認定証を医療機関へ提示すると、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事療養費が減額されます。

現役並みの所得区分（保険証が3割）の方は、所得によって「限度額適用認定証」の交付申請ができます。詳細は、7月中旬頃に郵送します保険証の同封物「後期高齢者医療制度のてびき」等をご確認ください。前年度に交付を受けていた方で、今年度も各認定証の要件に該当される方は、申請がなくても新しい認定証を郵送します。

交通事故被害者のご家族への援護金

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等※を対象に、援護一時金を給付しています。

給付対象者 県内在住の令和3年4月1日以降に交通遺児等となった者（交通遺児等になった日現在18歳以下）

給付額 子ども1人につき10万円（1回のみ）

給付時期 11月または令和5年5月

提出期限 11月給付分 8月31日(火)まで
令和5年5月給付分 令和5年2月28日(火)まで

申請書類 各市町村、学校等で配布

提出先 みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参
さいたま市浦和区高砂2-6-18 ☎048（822）0191

■令和4年度保険料決定通知書を郵送します

7月中旬頃に郵送しますので、ご確認ください。

◆保険料の納付方法

①特別徴収（年金天引き）

対象 年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1未満の方
※昭和22年4月3日以降にお生まれの方は、令和5年4月以降に特別徴収が開始。

②普通徴収（口座振替または納付書で支払い）

対象 ①の対象でない方、年度の途中で杉戸町に転入された方など
※後期高齢者医療保険料は国民健康保険税とは異なります。今まで国民健康保険税を口座振替していた方も、新規で後期高齢者医療保険料の口座振替の申込が必要です。
※役場への申請により、特別徴収から普通徴収の口座振替に変更することもできます。

◆保険料の減免

火災や震災など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問合せください。

◆保険料を滞納した場合

保険料を滞納した方には、有効期限の短い保険証を交付する場合がありますので、必ず納期限内の納付をお願いします。

※10月1日から、医療費の窓口負担割合が1割・2割・3割になります。詳しくは町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



問合せ 県交通安全対策協議会 ☎048（825）2011
県防犯・交通安全課 ☎048（830）2955

※「交通遺児等」とは、交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の子どもをいいます。

国民健康保険にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 国民健康保険担当
内線257・457

■令和4年8月1日から被保険者証が新しくなります！

現在お持ちの被保険者証の有効期限満了日は、7月31日(日)です。

新しい被保険者証（水色）は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。届きましたら、記載内容を必ずご確認ください。

70歳から74歳までの被保険者の方は、医療機関等で支払う医療費の自己負担割合（2～3割）が被保険者証に記載されていますので、医療機関には被保険者証をご提示ください。

新しい被保険者証の有効期間は8月1日(月)から令和5年7月31日(月)です。令和5年7月31日までに70歳の誕生日を迎える方については、有効期限が誕生月の末日までとなっています。有効期限前に、新しい被保険者証を送付します。

なお、有効期限切れとなった保険証はご自身で破棄しても差し支えありません。

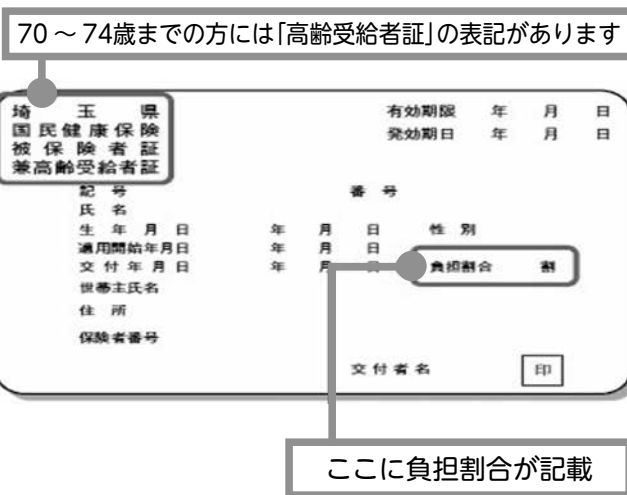
■限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証をお使いの方へ

上記認定証が有効期限を迎えます！ **要申請**

8月1日以降も引き続き必要な方は、改めて申請が必要になります。8月1日から有効な認定証の申請手続きは、8月1日(月)からの受付となります。

発行対象者

- ①国民健康保険税に未納がない世帯の方
 - ②16歳以上の国保加入者（国保未加入の世帯主も含む）が全員所得の申告をしている世帯の方
- ※所得がない方や、親族の扶養になっている方も申告が必要です。



■令和4年度国民健康保険税納税通知書について

納税通知書を世帯主あて（世帯主が加入していない世帯も含む）に送付します。お手元に届きましたら、記載内容をお確かめください。

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納した場合、通常の被保険者証のかわりに有効期限が短い「短期被保険者証」が交付されることになりますので、必ず期限内に国民健康保険税を納付しましょう。

埼玉東部消防組合消防職員を募集します（令和5年4月1日採用）

問合せ 埼玉東部消防組合消防局 総務課 職員担当
☎（21）2711

埼玉東部消防組合では、令和5年4月1日採用予定の消防職員採用試験を実施します。

採用試験 消防吏員（上級・中級・初級）
※採用予定人数は、受験案内に掲載

受験資格 **上級** 平成8年4月2日～平成13年4月1日生
中級 平成10年4月2日～平成15年4月1日生
初級 平成12年4月2日～平成17年4月1日生
※詳細な資格要件は受験案内に掲載

受験案内 ①消防局総務課および各署所で配布
②消防局ホームページからダウンロード

申込期間 7月7日(木)～8月4日(木)
申込方法 受験案内に掲載
試験日 第一次 9月18日(日)
第二次 第一次試験の合格者に通知
試験会場 受験案内に掲載

消防局ホームページ▶



普通救命講習Ⅲを実施します

日時 8月21日(日) 9時～12時
場所 埼玉東部消防組合 杉戸消防署 2階 第1会議室
内容 心肺蘇生法、AEDの使用など
対象 埼玉東部消防組合管内4市2町の在住・在勤・在学の中学生以上の方

問合せ 埼玉東部消防組合 杉戸消防署 救急担当
☎（33）0119

費用 無料 **定員** 10名（申込順）
申込期間 7月21日(木) 9時～8月20日(土) 17時
※詳細は消防局ホームページ（右QRコード）をご覧ください。

